

令和 8 年 第 2 回

菊陽町議会 5 月臨時会会議録

令和 8 年 5 月 11 日

熊本県菊陽町議会

第2回菊陽町議会5月臨時会会議録

令和8年5月11日（月）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(令和8年第2回菊陽町議会5月臨時会)

令和8年5月11日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出承認第2号から議案第33号までを一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第8 報告第3号 令和7年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

日程第9 議案第31号 工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘北小学校管理・特別教室棟大規模・長寿命化改修工事（建築））

日程第10 議案第32号 工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校照明改修工事）

日程第11 議案第33号 工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘中学校武道場空調設備整備工事（電気設備））

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鬼 塚 洋 議員

2番 吉 村 恭 輔 議員

3番 藤 本 昭 文 議員

4番 馬 場 功 世 議員

5番 廣 瀬 英 二 議員

6番 矢 野 厚 子 議員

7番 大久保 輝 議員

8番 西 本 友 春 議員

9番 佐々木 理美子 議員

10番 中 岡 敏 博 議員

11番 布 田 悟 議員

12番 佐 藤 竜 巳 議員

13番 甲 斐 榮 治 議員

14番 岩 下 和 高 議員

15番 上 田 茂 政 議員

17番 坂 本 秀 則 議員

18番 福 島 知 雄 議員

3. 欠席議員

16番 小 林 久美子 議員

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 優 誠 さん

書 記 豊 住 祐 太 さん

書 記 山 内 夏 貴 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 本 孝 寿 さん	副 町 長	小 牧 裕 明 さん
教 育 長	二 殿 一 身 さん	総 務 部 長	村 上 健 司 さん
住民生活部長	吉 本 雅 和 さん	健康福祉部長	梅 原 浩 司 さん
産業振興部長	澤 田 一 臣 さん	都市整備部長	荒 牧 栄 治 さん
総 務 課 長	阿久津 友 宏 さん	財 政 課 長	今 村 太 郎 さん
税 務 課 長	岡 本 勇 人 さん	下 水 道 課 長	坂 田 悟 さん
施設整備課長	鈴 木 理 さん	総務課総務法制係長	高 山 智 裕 さん
教 育 部 長	矢 野 博 則 さん	学 務 課 長	氏 家 良 子 さん

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開会 午前9時57分

○議長（福島知雄議員） ただいまから令和8年第2回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議員番号16番小林久美子議員より、体調不良のため欠席届が提出されておりますので御報告をいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福島知雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番布田悟議員、12番佐藤竜巳議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定について

○議長（福島知雄議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（福島知雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 町長提出承認第2号から議案第33号までを一括議題

○議長（福島知雄議員） 日程第4、町長提出承認第2号から議案第33号までの6件を一括して議題とします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（福島知雄議員） 日程第5、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 皆様おはようございます。

議員各位におかれましては、令和8年第2回菊陽町議会臨時会をお願いをいたしましたところ

ろ、大変御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。急を要する案件が生じたので、本日、臨時会をお願いをしたところでもございます。

それでは、提案しております6件の付議事件について提案理由を申し上げます。

承認第2号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

内容は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、菊陽町税条例の一部を改正したものです。

承認第3号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

内容は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律などの交付に伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正したものです。

報告第3号は、令和7年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

内容は、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越した建設改良費の繰越額について、同条第3項の規定により報告するものであります。

議案第31号は、武蔵ヶ丘北小学校管理・特別教室棟大規模・長寿命化改修工事（建築）の工事請負契約の締結についてであります。

武蔵ヶ丘北小学校は、建設から約41年が経過し、老朽化が進んでいるため、校舎の大規模改修及び長寿命化改修工事を行うものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第32号は、菊陽中部小学校照明改修工事の工事請負契約の締結についてであります。

内容は、照明器具を蛍光灯からLED照明へ改修を行うものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第33号は、武蔵ヶ丘中学校武道場空調設備整備工事（電気設備）の工事請負契約の締結についてであります。

武蔵ヶ丘中学校武道場は、指定避難所に指定されていることから、避難所機能の強化、あわせて猛暑日の増加による生徒の健康被害を防止するため、空調設備を整備するものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）

○議長（福島知雄議員） 日程第6、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（岡本勇人さん） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

承認第2号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、菊陽町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、自動車ユーザーの取得時における経済的負担を軽減するための軽自動車税環境性能割の廃止に伴う関係規定の整備、固定資産税の免税点の引上げなどになります。

それでは、15枚進めていただき、スライドのページは16ページになります。参考資料の新旧対照表で御説明させていただきます。右側が改正後になっております。なお、改正には、関係法令等の条項の改正及び追加、削除またはこれらに伴う項ずれなどもありますので、主なものについて御説明させていただきます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

第18条の3は、納税証明事項の条文ですが、令和8年3月末に軽自動車税の取得時に賦課される環境性能割が廃止されたことに伴い、現行の軽自動車税種別割の名称を軽自動車税とする改正になります。以降の軽自動車税種別割に関係する条文を同様に改正しております。

新旧対照表の6ページを御覧ください。

第36条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関するものですが、所得税の基礎控除額が上がったことで、所得税の源泉徴収の対象とならない場合でも住民税が課税となる場合があるため、扶養親族等申告書の提出要件等を改正するものです。

続きまして、8ページ下段を御覧ください。

第63条は、固定資産税の免税点に関するもので、物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税の免税点を、家屋については現行の20万円から土地と同額の30万円に、償却資産については現行の150万円から180万円にそれぞれ引き上げるものです。

続きまして、10ページ中段から11ページを御覧ください。

改正前の81条の3から第81条の8までが先ほども申し上げた軽自動車税環境性能割の税率などを定めたもので、廃止に伴い削るものです。

続きまして、16ページ下段を御覧ください。ここからが附則になります。

17ページの附則第6条の医療費控除、次の18ページの附則第7条の3の住宅借入金等特別税額控除、19ページ中段の附則第8条の町民税の課税の特例については、適用期限をそれぞれ延長するものです。

少し飛びまして、27ページ下段から28ページを御覧ください。

附則第10条の5は、令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例に関する規定を新設する

ものです。

13ページ進めていただき、40ページ上段から御覧ください。

附則第19条の3は、特定暗号資産に係る町民税の課税の特例に関する規定を新設するもので、課税方式をこれまでの総合課税から上場株式等と同様の申告分離課税に変更するものです。

最後に、議案のスライド番号の12ページに戻っていただき、改正附則を御覧ください。

附則第1条が施行期日になります。第1条において、この条例は令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するとしております。第1号の規定は令和9年1月1日、第2号の規定は令和9年4月1日、第3号の規定は令和10年1月1日、第4号の規定は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日、附則の第2条から第4条までは各規定の経過措置を設けております。

なお、先ほど説明いたしました附則第1条第4号で金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の法律番号が空欄になっておりますのは、現在開会中の第221回国会特別会で審議中であり、現時点において改正法律が公布されたとの確認ができていないことによるものです。関係法令を引用する場合で制定年番号が未確定の段階で条例を制定せざるを得ないときは、番号部分を空欄として条例を制定することになり、当該関係法令の制定番号が確定した後、改めてその旨を公告する手続を行うことになります。

以上で説明を終わります。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（福島知雄議員） 日程第 7、承認第 3 号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（岡本勇人さん） 承認第 3 号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

承認第 3 号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の理由は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律などが公布されたことに伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

今回の主な改正は 3 つで、国民健康保険税と併せて徴収する子ども・子育て支援納付金の賦課に係る規定等の整備、国民健康保険税の課税限度額の引上げ、国民健康保険税を軽減する所得判定基準の変更についてであります。

それでは、7 枚進めていただき、スライドのページは 8 ページの参考資料の新旧対照表で御説明させていただきます。右側が改正後になっております。主なものについて御説明させていただきます。

新旧対照表の 1 ページを御覧ください。

国民健康保険税条例の第 2 条は、国民健康保険税の課税額についての規定になります。第 1 項には、国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合計額とするとされており、今回の改正において、第 1 号及び第 4 号に子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金を追加するものです。

2 ページをお開きください。

第 2 条第 2 項から第 5 項において、それぞれの課税限度額が定められております。今回の改正では、第 2 項の基礎課税額の課税限度額が 66 万円を 67 万円に引き上げ、第 5 項に子ども・子育て支援金の限度額 3 万円を追加するものです。

3 ページをお開きください。

第 9 条の 3 から第 9 条の 5 は、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割と均等割に関して新しく条項を追加するものです。

第 9 条の 3 は、所得割額として所得に乗じる率を定めるもので、100 分の 0.3 に定めております。

第 9 条の 4 と第 9 条の 5 が被保険者 1 人当たりから徴収する均等割額を定めたもので、1 人

当たり1,400円及び18歳以上の被保険者については100円の加算と定めております。

4ページをお開きください。

第23条は、所得の少ない世帯に対して均等割額及び平等割額を減額する規定で、第1号が7割減額について、第2号が5割減額について、第3号が2割減額についてそれぞれ定めています。今回の改正は、第2号の5割減額及び第3号の2割減額における軽減判定所得の加算額の改正と、同条の各項へ子ども・子育て支援納付金課税額の減額規定を追加するものです。

6ページをお開きください。

第2号の改正は、5割軽減の対象となる世帯の被保険者1人につき加算する金額30万5,000円を31万円に引き上げるものです。

8ページをお開きください。

第3号の改正は、2割軽減の対象となる世帯の被保険者1人につき加算する金額56万円を57万円に引き上げるものです。

10ページをお開きください。

第2項第3号は、未就学児のいる世帯の子ども・子育て支援納付金課税額の減額規定を追加するものです。

11ページをお開きください。

第3項第7号から9号が出産被保険者のいる世帯、第4項が18歳未満被保険者のいる世帯それぞれに子ども・子育て支援納付金課税額の減額規定を追加するものです。

最後に、スライドの5ページに戻っていただき、下段の改正附則を御覧ください。

附則第1項で、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。

また、附則第2項において、この条例による改正後の菊陽町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから、採決を行います。

承認第3号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第3号 令和7年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（福島知雄議員） 日程第8、報告第3号令和7年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（坂田 悟さん） 報告第3号令和7年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

令和7年度の予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費に係る予算を翌年度に繰り越して使用するもので、同条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページの繰越計算書をお開きください。

繰越しましたのは、款の1資本的支出、項の1建設改良費、事業名は公共下水道事業でございます。

翌年度繰越額につきましては、繰越計算書の合計額に記載しておりますとおり、予算計上額7億84万円のうち、翌年度繰越額は1億2,925万2,683円でございます。この財源といたしましては、国県支出金など3,600万円、企業債7,600万円、損益勘定留保資金1,725万2,683円であります。

それでは、次のページの参考資料をお開きください。

繰越事業の補足説明資料により、繰越しました主な理由を御説明いたします。

まず、1番から4番の工事につきましては、関連する道路整備事業との施工時期の調整や年度末における住民からの設置申請への対応により年度内の完了が困難となったことから、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、5番から8番の改築更新事業につきましては、ストックマネジメント計画に基づく更新範囲の整理や不具合箇所の調査に期間を要したことから、翌年度に繰り越して実施するものでございます。

最後に、9番から13番の地震対策事業につきましては、避難所におけるマンホールトイレの最適な配置計画や次期整備に向けた設計箇所の検討など関係機関との協議、調整に期間を要したことから、翌年度に繰り越して実施するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号令和7年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 議案第31号 工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘北小学校管理・特別教室棟大規模・長寿命化改修工事（建築））**

○議長（福島知雄議員） 日程第9、議案第31号工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘北小学校管理・特別教室棟大規模・長寿命化改修工事（建築））を議題とします。

学務課長、説明を求めます。

○学務課長（氏家良子さん） 議案第31号工事請負契約の締結について説明いたします。

武蔵ヶ丘北小学校管理・特別教室棟大規模・長寿命化改修工事（建築）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を説明いたします。

1、契約の目的、武蔵ヶ丘北小学校管理・特別教室棟大規模・長寿命化改修工事（建築）。  
2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、3億8,918万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水3316番地、株式会社坂本建設、代表取締役坂本俊正でございます。

次に、工事の施工場所及び内容について説明いたします。

2枚進めていただいて、参考資料の1ページを御覧ください。

武蔵ヶ丘北小学校の配置図でございます。図面の上が北になります。

図面右上の枠囲みに記載しておりますとおり、財源は文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用しており、補助率は長寿命化改良事業が3分の1、バリアフリー事業が2分の1となっています。

本工事の概要としましては、内装改修一式、建具改修一式、外壁改修一式、躯体改修一式及び外構工事一式などを行います。あわせて、職員室を経由しないと校舎内へ行けなかったことから、鉄骨平家建、延べ床面積約64平方メートルの屋内廊下を増築することで、職員室を経由せず校舎内へ移動が可能になります。また、狭小であった職員室を約8平方メートル、事務室を約12平方メートル増築し、管理部門のレイアウトを見直したことから、職員玄関を約8平方メートル増築いたします。

赤色斜線で囲まれている部分が大規模・長寿命化改修工事の施工箇所の管理・特別教室棟になります。また、青色斜線で囲まれている部分は今回増築する部分になります。

武蔵ヶ丘北小学校の大規模・長寿命化改修事業については、残りの校舎及び体育館について

も、予算の状況を踏まえ、複数年度に分けて今後事業実施をする計画です。

1枚進めていただき、参考資料の2ページを御覧ください。

管理・特別教室棟の1階平面図になります。図面の上が改修前で下が改修後になります。赤線で囲んでいるところが、改修部分になります。

上の改修前の図面を御覧ください。これまで、①の緑色の線で示しているように、職員室を経由しないと校舎内へ行くことができませんでした。

下の改修後の図面を御覧ください。①の緑色の線で示しているとおり、職員室を経由せず校舎内へ移動できるよう、②の青色で囲まれた部分に屋内廊下を増築いたします。

③を御覧ください。狭小であった事務室を増築し、改修前と比較して面積が約1.5倍になります。

上の改修前の④を御覧ください。既存の職員玄関になります。今回の改修工事で休憩室になることから、⑤の場所に職員玄関を増築し、移転します。

上の改修前の図面の⑥を御覧ください。桃色で色塗りされた管理部門が狭小であったことから、配置を見直し、下の改修後の図面の⑥の桃色で色塗りされた部分のとおり、職員室の⑦部分を増築し、会議室や相談室といった学校が必要としている部屋を新たに整備することで、改修前と比較して管理部門の面積が約1.3倍になります。

下の改修後の黄色で色塗りされた保健室を御覧ください。運動場から直接出入りが可能となるよう保健室を配置し、改修前と比較して面積が約1.4倍になります。

また、なお青色塗りされた児童用のトイレと職員トイレについては、別途工事として今後発注する予定です。

1枚進めていただき、参考資料の3ページを御覧ください。

2階平面図になります。上が改修前で、下が改修後になります。赤線が改修部分になります。

緑塗りされた部分を御覧ください。正面玄関や事務室上部の屋根防水の改修を行います。

1枚進めていただき、参考資料の4ページを御覧ください。

上が改修後の東側の立面図、下が改修後の南側の立面図になります。図面左上に番号を付した一覧表を掲載しており、各番号ごとに対応する改修工事の内容を記載しております。立面図には、これらの番号を明示していますので御確認ください。

①外壁については、長寿命化のため、防水性の高い塗装に塗り替えを行います。②窓については、長寿命化と断熱化を図るため、アルミサッシの取替えと断熱性の高い複層ガラスへ改修を行います。③今回改修する保健室と正面玄関のバリアフリー化のため、スロープを整備します。④玄関ドアについては、正面玄関のドアをバリアフリー化のため自動ドアへ改修します。⑤スロープのためのアルミ製の屋根を整備いたします。⑥幕板については、長寿命化のため、正面玄関のひさしの鋼板製の幕板を耐候性塗料に塗り替えいたします。⑦屋上については、正面玄関、事務室の屋上の防水を長寿命化のため改修します。

下の南側立面図を御覧ください。赤色で色塗りされた部分が増築廊下になります。⑧増築屋内廊下の窓は、複層ガラスで整備いたします。⑨増築廊下の外壁は、化粧スレート張りで計画しています。⑩増築廊下の屋根は、カラーガルバリウム鋼板で計画しています。

工事の施工については、学校と十分協議、調整を行い、授業に配慮しながら、事故がないよう進めてまいります。

工期につきましては、令和9年3月31日までとしております。

なお、本工事の関連工事である電気設備工事と機械設備工事の契約を本臨時議会で提出する予定でしたが、公告期間中に菊陽町競争入札心得第7条第2項のやむを得ない理由が生じたため、入札を中止いたしました。今後、設計の見直しを行った上で、6月の定例議会に上程する予定です。

以上で学務課の説明を終わります。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、本契約の指名業者及び入札結果について御説明させていただきます。

参考資料の最後となります5ページの指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、武蔵ヶ丘北小学校管理・特別教室棟の改修工事となり、業種は建築一式となります。

件名、場所については記載のとおりとなり、税込みの予定価格が3億9,501万円、税込みの落札価格が3億8,918万円で、落札率が98.52%となっております。

指名業者につきましては、工事内容と設計金額から、3月30日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または営業所を有する業者で熊本県の建築一式における格付ランクA2以上を有する6社を指名しました。

指名競争入札は4月22日に執行いたしまして、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の株式会社坂本建設を落札者として決定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中岡敏博議員。

○10番（中岡敏博議員） それでは、議案第31号に対して質疑を行います。

参考資料の2ページにごございます平面図、下の部分の図を見させていただきましたが、文部科学省が通達を出しております学校の安全対策及び学校の危機管理マニュアルに基づくと、動線を変更する部分で心配な点が1点あります。

まずは、来校者のチェックが事務室で正しく行われるのか。また、その来校者また招かざる

客、不審者が入ったときに、職員室からその来校者の確認ができるのか。また、校長先生の許可がないと入れないというルールがありますが、その部分でもチェックが可能である構造であるのか。職員室の中を通るというのは本当に違和感があつたんですが、変えることによって子どもたちの安全が確保されるのか、確認のためお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

まず、来校者のチェックについてでございますけれども、確実に事務室のほうで行えるように整備のほうを行ってるところで考えておりますが、実際運用に当たっては、しっかりチェックするような、また申合せであつたりとか体制のほうを取っていただきたいというふうなところで、教育委員会のほうとも一緒になって考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第32号 工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校照明改修工事）

○議長（福島知雄議員） 日程第10、議案第32号工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校照明改修工事）を議題とします。

学務課長、説明を求めます。

○学務課長（氏家良子さん） 議案第32号工事請負契約の締結について説明いたします。

菊陽中部小学校照明改修工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容について説明いたします。

1、契約の目的、菊陽中部小学校照明改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、5,640万8,000円。4、契約の相手方、熊本県熊本市北区弓削6丁目14番28号、株式会社育栄電設、代表取締役青木徹でございます。

次に、工事の施工場所及び内容について説明いたします。

2枚進めていただき、参考資料の1ページを御覧ください。

図面右上の枠囲みに記載してありますとおり、財源は文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用しており、補助率は7分の2になります。

工事の概要としましては、電灯・コンセント設備工事になり、既存の蛍光灯1,074台を撤去し、LED照明1,064台へ改修する工事となります。赤色斜線で囲んでいるところが工事範囲になります。

1枚進めていただき、参考資料の2ページを御覧ください。

1階平面図になり、赤色がLED照明器具になります。青色が人感センサーになります。省エネルギー化のため、廊下に人感センサーを設置いたします。人が近づくと照明が自動で点灯し、人がいなくなり時間がたつと自動的に照明は消灯いたします。

1枚進めていただき、参考資料の3ページを御覧ください。

2階平面図になります。1階平面図と同様に、赤色がLED照明器具で青色が人感センサーになります。

1枚進めていただき、参考資料の4ページを御覧ください。

3階平面図になります。先ほどと同様です。

1枚進めていただき、参考資料の5ページを御覧ください。

4階平面図になります。先ほどと同様です。

工事の施工については、学校と十分協議、調整を行い、授業や教育活動に配慮しながら、事故がないように進めてまいります。

工期につきましては、児童の活動がない休日に作業を集中させる工程で、令和8年11月30日までとしております。

以上で学務課の説明を終わります。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、続いて本契約の指名業者及び入札結果について御説明させていただきます。

参考資料の最後となります6ページの指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽中部小学校の照明関係のLED化工事となり、業種は電気工事となります。

件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格は6,097万3,000円、税込みの落札価格が5,640万8,000円で、落札率が92.51%となっております。

指名業者につきましては、工事内容と設計金額から、3月30日の指名審査会の審議を経まし

て、町内に本店または営業所を有する 6 社に県内に本店を有する 6 社を加えた合計12社を指名しました。

指名競争入札は 4 月22日に執行いたしまして、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、施工品質や工事の適正な履行の確保を目的に設定しております最低制限価格を下回らない中で最も低い価格の入札であった 1 番目の株式会社育栄電設を落札者として決定しております。

なお、今回の入札においては、入札価格の欄に記載がありますように、最低制限価格より低い金額を入札された 4 社は失格という取扱いとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大久保輝議員。

○7 番（大久保 輝議員） それでは、議案第32号に関してお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、本件は、予定価格が約6,000万円の工事に対して12社の業者が指名されております。一方で、先ほどの議案でありました議案第31号につきましては、約 4 億円規模の建築工事案件で指名業者数は 6 社ということでありました。

工事の種類などに違いがあることは分かりますけれども、金額面や競争性という観点から見れば、むしろ高額案件のほうが広く競争性を確保するという考え方もあるのではないかというふうにも思います。そういうような中で、この議案第32号と次に審議される議案第33号のこの 2 件につきましては12社という多数の指名というふうになっていることについての理由を具体的にお尋ねしていきたいというふうに思うんですけれども、まず本案件について12社を指名した理由が何なのかというところについて、先ほどのとおり指名業者数が先ほどの 6 社と大きく違うということについての理由を説明いただきたいというふうに思います。

次に、指名業者の構成について、今回の案件は町内業者あるいは町内に営業所等を有する業者も存在しますけれども、一方で町外業者を指名されております。私は町外業者を指名すること自体を否定するつもりは全くございませんけれども、しかしながら町内業者だけでは競争性や施工能力が十分に確保できない場合に町外業者を加えるという考え方であれば理解できますが、今回のように12社まで拡大して多数の町外業者を指名する必要性について、その判断基準がよく分からないなというところでございましたので、どのような場合にどの程度町外業者を加えるのかという基準、こちらについて教えていただきたいというふうに思います。また、町内業者をどの程度確保した上で町外業者を指名するのかという考え方についての基準が存在するのか、存在するのであればそれを具体的に教えていただきたいというふうに思います。

次に、最低制限価格制度についてであります。今回12社中 4 社が最低制限価格により失格と

いうふうになっております。実に3分の1が失格というところであります。この最低制限価格は当然事前には示されていないというふうに思いますけども、業者側としてはどの価格で失格になるのか分からないまま当然入札に参加してるというふうになるかというふうに思います。結果として、入札後に初めて失格と判断されるわけでありますけども、業者側からすれば見えない基準で失格になったという受け止めにもなるかというふうに思います。最低制限価格制度自体の必要性は理解しておりますけども、現在の運用では、行政側で基準を把握して、参加業者には見えない制度設計となりますので、制度への納得感や透明性の観点から課題があるのではないかというふうにも思いました。

そこでお伺いしますけれども、本町の最低制限価格は誰がどのような基準で決定しているのか、またその算定根拠の客観性はどのように担保されているのか、また今回4社の失格が発生したことの結果について執行部としてどのように認識されていらっしゃるのか、それから執行部として現在の入札制度で十分に透明性、公平性、あと説明責任が果たされているのかというところに関して、要は失格した業者に対してどのような説明がされてるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、複数御質問をいただきましたので、最初の御質問からお答えをさせていただきます。

まず、12社、電気工事に指名しておりまして、先ほど御説明させていただいた建築関係工事は6社であったというところについて御説明をさせていただきます。

これまでも一般質問等で御質問いただきましたとおり、町内業者様を中心に指名のほうを行わせていただいております。

このたび、建築に関しましては金額が大きいということで多くの指名業者をすべきではないかというところがございますが、町としましては一定の競争性を発揮することということで5社以上を指名することを考えております。ですので、今回、建築につきましては、町内事業者様だけで6社確保、営業所のある方で6社確保できるというところで、建築に関してはそれで施工できるというふうに判断しておりまして、指名のほうを行っております。

また、電気工事につきましては、昨今電気工事自体の工事が増えておりまして、なかなか指名の辞退等も発生する場合も起こっております。町内業者様とそれと営業所がある方で6社、それに県内の本社がある方6社を加えて12社を指名させていただいておりますが、そういったところで多くの事業者様を指名させていただいて、確実な受注につなげたいというところで行っております。

この方向性につきましては、これまでも繰り返し申し上げましたとおり、町内事業者様の育成が主の目的としてございますので、まず一義的には町内業者様の指名ということを最初に考えております。そういった中で、これまでの町の実績、それと県内における工事の実績等を踏まえまして、町外の業者様も指名をさせていただいた上で、一定の競争性を働かせていただい

てるというふうを考えながら発注をしておるところでございます。

今回、電気工事12社の指名につきましては、繰り返しになりますが、確実な受注、それと適正な競争、そういった観点から、今回町内の6社、それに町外の6社を加えて12社というところになっております。

実際、電気工事というものを今回2本出させていただいておりますように、数のほうも増えておりますので、多くの指名を出させていただいて、繰り返しとなりますが、確実な受注につなげたいというふうに思っておるところでございます。

また、町内、町外の基準につきましては、特段一定の線は設けておりませんで、町内の事業者様を中心ということは変わりませんが、町外の事業者様につきましては、これまでの町の実績を踏まえた上で県内の実績、それと完工高等を踏まえまして指名のほうを行わせていただいているという形になってまいります。

それと、最低制限価格につきましては、受注者を決定するに当たりまして適正な施工の品質の確保や工事の適正な履行を確保することを目的としまして設けさせていただいてる制度となっております。建設工事におきましては、著しく低い価格で受注が行われた場合、施工品質や安全管理、下請事業者様へのしわ寄せなどが生じるおそれがありますので、結果として公共工事の品質確保に支障を来す可能性がございますので、最低制限価格を設けさせていただいております。

本町におきましては、菊陽町建設工事最低制限価格制度実施要領を定めておりまして、そちらのほうを公表しておりますので、事業者様のほうもそちらのほうで計算ができる形となっております。こちらは国の基準に基づきまして、それぞれ一般管理費等にそれぞれ係数を掛けていきまして、工事、工種ごとに数字を出すという形となっております。

また、不正の防止のために、最終的には実際の最低制限価格は開札の直前、当日に、基準価額に対して1.000から1.01までの範囲内で無作為に抽出した係数を乗じて決定するというものになっております。こちらのほうも、先ほど申し上げました要領のほうには記載しておりますので、事業者様もそちらのほうを確認いただければ内容が分かるものとなっておりますので、先ほど御質問にありましたような客観性、透明性というものは確保できてるものと考えております。

また、こちら入札で失格になりました事業者様には特段の説明は行っておりませんが、お問合せ等いただきましたら、今申し上げましたような説明をさせていただくというところに対応のほうをしております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 1 議案第 3 3 号 工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘中学校武道場空調設備整備工事（電気設備））**

○議長（福島知雄議員） 日程第11、議案第33号工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘中学校武道場空調設備整備工事（電気設備））を議題とします。

学務課長、説明を求めます。

○学務課長（氏家良子さん） 議案第33号工事請負契約の締結について説明いたします。

武蔵ヶ丘中学校武道場空調設備整備工事（電気設備）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容について説明いたします。

1、契約の目的、武蔵ヶ丘中学校武道場空調設備整備工事（電気設備）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、4,933万5,000円。4、契約の相手方、熊本県熊本市南区幸田2丁目3番39号、西日本電工株式会社、代表取締役釘本洋でございます。

次に、工事の施工場所及び内容について説明いたします。

2枚進めていただき、参考資料の1ページを御覧ください。

本工事は、武蔵ヶ丘中学校武道場の空調設備に必要な電気工事と非常用発電設備を整備するものでございます。図面右下の枠囲みに記載しておりますように、財源は文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用しており、補助率は3分の1になります。

工事の概要としましては、電灯・コンセント設備工事一式、幹線・動力設備工事一式、受変電設備工事一式、発電設備工事一式、構内配電線路工事一式になります。

主な工事として、赤文字で示している電灯・コンセント設備工事と発電設備工事について御説明いたします。赤色斜線で囲んでいるところが工事範囲の武道場になります。

1枚進めていただき、参考資料の2ページを御覧ください。

武道場の平面図になります。図面の赤線が本工事で施工する電気配線を示しています。今後

発注を予定している緑色の空調室内機及び空調室外機に必要な電気配線になります。青色で表示しているコンセントは、停電時に非常用発電機により発電される非常用の2口コンセントを壁面に16か所設置いたします。黄色の線で囲まれた照明器具が非常用発電機により点灯可能な照明設備の範囲になります。

1枚進めていただき、参考資料の3ページを御覧ください。

非常用発電機と燃料タンクの図面になります。

左上の非常用発電機周り平面図を御覧ください。発電機の設置場所は、コミュニティセンター駐車場の北西の角に計画しています。

図面左下の非常用発電設備外形図を御覧ください。発電機の能力は、44.8kVAです。今回整備する発電機により、停電時においても武道場の電気式エアコン4台、照明18台、非常用の2口コンセント16個、給水ポンプ、コミュニティセンターのトイレの照明、玄関の照明、廊下の照明の電源について72時間以上継続的に使用可能となっています。

その右側の燃料タンク外形図を御覧ください。熱源は軽油を採用し、燃料タンクの容量は950リットルになります。図面の右側に今回整備するものと類似する発電機と燃料タンクの写真を掲載しておりますので、参考に御覧ください。

武道場の空調設備の機械設備工事と建築工事については、6月の定例会で契約を御審議していただく予定です。

今回、電気工事は、発電機で発電した電気の電圧を変圧させる装置であるスコットトランスの納期が10か月程度想定されていたため、先に発注いたしました。

工事の施工については、学校と十分協議、調整を行い、授業や教育活動に配慮しながら、事故がないよう進めてまいります。

工期につきましては、令和9年3月31日までとしております。

以上で学務課の説明を終わります。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、本契約の指名業者及び入札結果について御説明させていただきます。

参考資料の最後となります4ページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、武蔵ヶ丘中学校武道場の空調設備改修に関する電気設備工事となり、業種は電気工事となります。

件名、場所については記載のとおりですが、税込みの予定価格は5,353万7,000円、税込みの落札価格が4,933万5,000円で、落札率が92.15%となっております。

指名業者につきましては、工事内容と設計金額から、3月30日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または営業所を有する6社に熊本県内に本店を有する6社を加えた合計12社を指名させていただきました。

指名競争入札は4月22日に執行いたしまして、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧

のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の西日本電工株式会社を落札者として決定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから、採決を行います。

議案第33号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和8年第2回菊陽町議会臨時会を閉会します。

お疲れでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時58分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福島 知 雄

菊陽町議会議員 布 田 悟

菊陽町議会議員 佐 藤 竜 巳

菊 陽 町 議 会 会 議 録
令和 8 年 第 2 回 5 月 臨 時 会

令和 8 年 5 月 発 行

発行人 菊 陽 町 議 会 議 長 福 島 知 雄
編集人 菊陽町議会事務局長 内 藤 優 誠
印 刷 株式会社 きょうせい九州支社
電 話 (092) 831-0700 (代表)

菊 陽 町 議 会 事 務 局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電 話 (代) (096) 232-2111
議会事務局 TEL (096) 232-4919